

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
7-31の2 バスの車両転覆時の車枠及び車体の乗員保護性能	8-31の2 バスの車両転覆時の車枠及び車体の乗員保護性能 [審査事項なし]

7-31の2-1 性能要件（書面等による審査）

(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の車体の上部が転覆等により変形を生じた場合において、乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R66-02の5.に適合するものでなければならない。

ただし、補助座席のうち座席ベルトを備えるものにあつては、当該座席は取付けられていないものとみなしてUN R66-02に基づく試験重量を算出することができる。（保安基準第18条第7項関係）

- ① 乗車定員17人以下の自動車
- ② 車両総重量12t以下の自動車
- ③ 立席を有する自動車
- ④ 二階建ての自動車
- ⑤ 貨物の運送の用に供する自動車
- ⑥ ①から⑤までに掲げる自動車の形状に類する自動車
- ⑦ 二輪自動車
- ⑧ 側車付二輪自動車
- ⑨ 三輪自動車
- ⑩ 大型特殊自動車

(2) 次に掲げる車枠及び車体であつて、かつ、その車両転覆時の衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第100条第19項関係）

- ① 運転者席及び客室を取囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体
- ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている車両転覆時の乗員保護装置と同一の構造を有するもの又はこれに準ずる性能を有するもの
- ③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた車両転覆時の乗員保護装置と同一の構造を有するもの又はこれに準ずる性能を有するもの

7-31の2-2 欠番

7-31の2-3 欠番

7-31の2-4 適用関係の整理

[転覆時の乗員保護の適用除外]

(1) 次に掲げる自動車については、7-31の2-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第30項関係）

- ① 平成30年9月30日以前に製作された自動車
- ② 平成30年10月1日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの
 - ア 平成30年9月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両転覆時における乗車人員の保護装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車
 - イ 平成30年10月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両転覆時における乗車人員の保護装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であつて、平成30年9月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両転覆時における乗車人員の保護装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と車枠及び車体の主要構造の車両転覆時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ウ 指定自動車等以外の自動車であつて、平成35年9月30日以前に製作されたもの

[転覆時の乗員保護の適用除外]

7-31の2-5 従前規定の適用①

次に掲げる自動車については、自動車の車体の上部が転覆等により変形を生じた場合における乗車人員の保護性能に係る基準は適用しない。（適用関係告示第15条第30項関係）

- ① 平成30年9月30日以前に製作された自動車
- ② 平成30年10月1日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの
 - ア 平成30年9月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両転覆時における乗車人員の保護装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車
 - イ 平成30年10月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両転覆時における乗車人員の保護装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であつて、平成30年9月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両転覆時における乗車人員の保護装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と車枠及び車体の主要構造の車両転覆時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ウ 指定自動車等以外の自動車であつて、平成35年9月30日以前に製作されたもの